

J R 穂積駅周辺整備検討委員会規約

(目的)

第1条 J R 穂積駅周辺のまちづくりに向けて、地域防災力の向上や生活環境の改善、既存コミュニティの維持など、調和のとれた整備を行っていくための土地区画整理事業の実施について官民協働で検討を行うため、「J R 穂積駅周辺整備検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地区画整理事業の実施に向けた地域の意向の集約調整に関すること。
- (2) 土地区画整理事業の実施に向けた計画の検討に関すること。
- (3) まちづくり計画の実施に向けた事業の進め方及び検討に関すること。
- (4) 市及び諸団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他 J R 穂積駅周辺のまちづくりに必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる区長及び自治会役員並びに地権者により構成する。

- (1) 東只越区、西只越区、駅北区、別府北区、駅前区、別府南区、井場区、及び花塚区の区長 各1名
- (2) 西只越自治会、桜町二丁目自治会、東只越自治会、桜町一丁目自治会、別府公社住宅自治会、駅前自治会、別府西町自治会、本町自治会、別府北町自治会、別府中町自治会、別府南町自治会及び多利町自治会の自治会役員各1名
- (3) (2) 自治会区域内の土地所有者 5名以内

(役員)

第4条 委員会に会長1名、副会長2名の役員を置く。

- 2 役員は、委員会の会議(以下「会議」という。)で互選する。
- 3 会長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その任務を代理する。

(役員及び委員の任期)

第5条 役員、委員の任期は、第1条の目的にかかる事項が終了するまでとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は必要に応じて会長が召集し開催する。

2 会議の議長は、会長が行う。

(会議構成の特例)

第7条 会長は、必要に応じ、会議事項に関係ある役員、委員及び地域関係者の構成による合同会議を開催することができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、瑞穂市都市整備部穂積駅圏域拠点整備課とする。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年1月25日から施行する。